

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

制定 平成 22 年 10 月 1 日規程第 14 号

改正 平成 22 年 11 月 26 日規程第 26 号

平成 24 年 3 月 29 日規程第 10 号

平成 25 年 3 月 28 日

平成 26 年 10 月 1 日

平成 27 年 3 月 26 日

令和 5 年 3 月 31 日規程第 3 号

令和 6 年 5 月 30 日規程第 3 号

令和 7 年 3 月 28 日規程第 4 号

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（期末手当）

第 2 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、第 11 条に定める支給日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員（給与規程第 36 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び次条第 2 項の職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額（管理職員にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「

「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に第4条で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給を受ける職員）

第3条 期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員（第7条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第13条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう）
- (2) 刑事休職者（就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第56条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 非常勤職員
- (5) 専従休職者
- (6) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

2 第2条第1項後段の職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において職員（非常勤である者を除く。）となった者
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者で理事長の定めるもの
 - ア 国家公務員
 - イ 地方公共団体の職員
 - ウ 国立大学法人その他理事長が定める法人の職員
- (4) 基準日の属する月に新たに職員となった者でその月に退職したもの

3 基準日の属する月において退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第4条 第2条第4項(第9条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職員の区分は、別表第1の職員の欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。

(期末手当に係る在職期間)

第5条 第2条第2項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その2分の1の期間

ア 給与規程第36条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

イ 就業規則第13条第1項第3号又は第4号の規定に該当して休職にされていた期間のうち、理事長の定める期間

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務又は介護短時間勤務に係る所定勤務時間の育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしない場合の所定勤務時間に対する比率(以下「算出率」という。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第6条 基準日以前6月以内の期間において、第3条第2項第3号に掲げる職員で理事長が定めるものが引き続き職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、第2条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第56条第1項第5号の規定により懲戒解雇された職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (3) 期末手当の支給の一時差し止めを受けた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の不支給又は一時差止）

第8条 前条までの規定にかかわらず、期末手当を一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを一時差止とする。

（勤勉手当）

第9条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（次条第2項で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次条第4項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（管理職員にあつては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び給料の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第9条第3項」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の支給基準）

第10条 勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者（給与規程第36条第1項の休職者を除く。）

- (2) 第3条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する者

- (3) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

2 前条第1項後段の職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号の一に該当する職員であった者

- (2) 第3条第2項第2号、第3号及び第4号に掲げる職員

- 3 第3条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 前条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第9項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。
- 5 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。
- 6 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。
- (1) 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
 - (2) 育児休業をしている職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間（第5条第2項第3号アに掲げる期間及び同号イの休職にされていた期間のうち理事長の定める期間を除く。）
 - (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 給与規程第4条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長の定める期間を除く。
 - (7) 介護休業により勤務しなかった期間から、週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 育児部分休業により1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - (9) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 7 第6条第1項の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。
- 8 前項の期間の算定については、第6項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 9 成績率は、100分の135（管理職員にあっては、100分の175）を超えない範囲内で、理事長が定める。

（支給日）

第11条 第2条第1項に規定する期末手当及び第9条第1項に規定する勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（これらの日が、土曜日に当たるときにあってはその前日、日曜日に当たるときにあってはその前々日）とする。

（端数計算）

第12条 第2条第2項の期末手当基礎額又は第9条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円

未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(適用除外)

- 2 この規程は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、東金市、九十九里町及び千葉県から派遣された職員には、適用しない。

(特定職員に係る勤勉手当の調整)

- 3 給与規程附則第 3 項の規定が適用される間、第 9 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で給与規程附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの同項第 4 号に規定する勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125（管理職員にあっては、100 分の 1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する勤勉手当減額基礎額に 100 分の 67.5（管理職員にあっては、100 分の 87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規程第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2～7 （略）

附 則（令和 6 年 5 月 30 日規程第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正） 令和 6 年 12 月 1 日

(2) 第 3 条（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）及び第 5 条（地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの任期付職員の採用等に関する規程の一部改正） 令和 7 年 4 月 1 日

(地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正)

- 2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（平成 22 年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「月例年俸」を「基本年俸」に改める。

(委任)

3 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。

附 則 (令和7年3月28日規程第4号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

給料表	職員	加算割合
給与規程別表第 1 の給料表	職務の級が 8 級及び 7 級の職員	1 0 0 分の 2 0
	職務の級が 6 級の職員	1 0 0 分の 1 5
	職務の級が 5 級の職員	1 0 0 分の 1 0
	職務の級が 4 級及び 3 級の職員	1 0 0 分の 5
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの任期付職員の採用等に関する規程（以下「任期付職員規程」という。）第 6 条第 1 項の給料表	5 号給、6 号給及び任期付職員規程第 6 条第 3 項の規定による給料月額を受ける職員	1 0 0 分の 2 0
	4 号給及び 3 号給を受ける職員	1 0 0 分の 1 5
	2 号級及び 1 号給を受ける職員	1 0 0 分の 1 0

別表第 2（第 10 条関係）

勤務期間	期間率
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	零

別表第 3 （第 1 1 条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 1 5 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日